

キャッシュレス決済ポイント還元事業について

1 目的

新型コロナウイルス感染症の影響により売上が減少する市内中小規模店舗での消費喚起及び商業者支援を図るとともに、国が推奨する非接触型のキャッシュレス決済の普及促進を目的に、スマートフォンを利用したキャッシュレス決済ポイント還元事業を実施するものです。

2 キャンペーン概要

市内対象店舗において対象キャッシュレス決済を利用して、商品・サービス等を購入・利用された方に支払金額の最大 30%のポイント還元を行います。

- ・ 1 決済あたりの付与上限: 2, 000 円相当
- ・ 期間中の付与上限: 5, 000 円相当(1 決済事業者あたり)
- ※ 対象キャッシュレス決済事業者は複数者を想定しており、5, 000 円相当は 1 決済事業者あたりの上限です。

3 キャンペーン期間

令和 3 年 12 月 1 日(水)から令和 3 年 12 月 31 日(金)

- ※ 新型コロナウイルス感染症の拡大状況等により、中止又は期間が短縮することがあります。

4 対象決済サービス

auPAY、d 払い、PayPay、楽天ペイ

5 対象店舗及び要件

(1) 対象店舗

市内キャッシュレス決済取扱店舗のうち市が指定する中小規模店舗

(2) 対象店舗要件

- ・ 吹田市内に事業所を有しており、商品、サービス等を消費者に提供する店舗であること。
- ・ 中小企業者(中小企業基本法第 2 条の規定に基づく中小企業者をいう。)であること。
- ・ 対象キャッシュレス決済事業者の決済手段を導入していること。
- ・ 新型コロナウイルス感染症防止対策を十分に行っている店舗であること。